



児童虐待相談件数は増加の一途をたどっており、町への虐待相談も年々増加傾向にあります。
地域で虐待に気づき、子どもの笑顔を守りましょう。

○児童虐待ってどのようなこと？

「虐待」とは親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもの安全が守られていない状態であれば「虐待」になる可能性があります。

～虐待の4種類～

〈身体的虐待〉

- ・ 殴る、蹴るなどの暴力 ・ 戸外に閉め出す
- ・ やけどを負わせる
- ・ 乳児を強く揺さぶる など

〈性的虐待〉

- ・ 性行為を強要する ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノビデオを見せる
- ・ ポルノ写真の被写体にする など

〈ネグレクト〉（養育の放棄・怠慢）

- ・ 食事を与えない ・ 学校に行かせない
- ・ 不潔な環境で生活させる
- ・ 病気やけが、虫歯の治療をしない
- ・ 子どもを残し外出する など

〈心理的虐待〉

- ・ 無視する ・ 拒否的態度をとる
- ・ 夫婦間の暴力(DV)を見せる
- ・ ほかの兄弟と差別する
- ・ 言葉による脅かし、暴言 など

周囲にこのような親子はいませんか？ ～虐待に気づくために～

【子ども】

- ・ ちょっとしたことでもひどく怯える
- ・ 大人の顔色を過度にうかがう
- ・ 表情が乏しい
- ・ 感情のコントロールができず、急に爆発する
- ・ 泣き声が聞こえる
- ・ 最近、極端にやせてきている
- ・ 不自然な外傷(傷、あざなど)がある
- ・ におい、汚れなどが気になる
- ・ 身体を触れられたり、着替えを嫌がる など

【保護者】

- ・ 子どもの養育に関して拒否的 ・ 無関心
 - ・ 家庭内が不衛生
 - ・ 叱る声や怒鳴り声が聞こえる
 - ・ 近所や地域で孤立している様子がある
 - ・ 子どもの外傷や状況について説明できない、つじつまが合わない など
- ※地域で気になったことがあったとき、子育てで困ったときには連絡・相談を！
※通報者の情報を知られることはありません。

★令和7年4月、こども教育課内にこども家庭センターを開設しました。すべての子どもとその家庭の総合相談窓口となっています。子育てに対する悩みや困りごとなど気軽にご相談ください。

問◆こども教育課（野木町こども家庭センター） ☎(57) 4138 ✉kodomokatei@town.nogi.lg.jp
◆県南児童相談所 ☎0282(24)6121
◆児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちはやく)